

～ お知らせ ～

道路交通法施行規則及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の改正に伴う押印等の廃止について

令和2年12月

●●●●警察署

この度、道路交通法施行規則等の改正により、署名や押印を求めていた手続について、今後は「記名」で足りることとなり、押印が不要になります。

「記名」は、署名（本人による自署）だけでなく、代筆、パソコンまたはゴム印による印字によるものも含まれ、これらにより記載した書類で申請できることとなります。

1 実施期日

令和2年12月28日から

2 押印が不要となる申請書等

(1) 道路交通法施行規則関係

- ア 通行禁止道路通行許可申請書（別記様式第1の3（第5条関係））
- イ 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可申請書（別記様式第4（第8条関係））
- ウ 制限外けん引の許可申請書（別記様式第5（第8条の5関係））
- エ 道路使用許可申請書（別記様式第6（第10条関係））
- オ 道路使用許可証記載事項変更届（別記様式第7（第11条関係））
- カ 道路使用許可証再交付申請書（別記様式第8（第12条関係））

(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則関係

- ア 自動車保管場所証明申請書（別記様式第1号（第1条関係））
- イ 自動車保管場所届出書（別記様式第2号（第3条関係））
- ウ 保管場所標章交付申請書（別記様式第3号（第4条関係））
- エ 保管場所標章再交付申請書（別記様式第6号（第8条関係））
- オ 自動車保管場所確保申告書（別記様式第8号（第11条関係））

※ その他申請等で不明な点は、警察署窓口担当者にお
問い合わせください。